

目 次

●平成22年度の税制改正	1
①法人税	1
②所得税	7
③相続税	13
④贈与税	15
⑤登録免許税	16
⑥消費税	17
⑦地方税	18
●健康保険・厚生年金保険の保険料額表	22

●平成22年度の税制改正

① 法人税

(1) 完全支配関係がある法人の取引に係る税制の見直し

完全支配関係がある他の内国法人との取引について、所得の金額の計算上、損益の調整制度を改組する。

① 完全支配関係

一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する当事者間の完全支配の関係又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいう。

② 完全支配関係がある法人間の資産譲渡取引等

① 内国法人が譲渡損益調整資産を完全支配関係がある他の内国法人に譲渡した場合には、譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額を所得金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する。なお、この改正は、平成22年10月1日以後に行う譲渡損益調整資産の譲渡について適用する。

* 譲渡損益調整資産

固定資産、土地（土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く。）、有価証券、金銭債権及び繰延資産で政令で定めるもの以外のものをいう。

② 適格事後設立制度を廃止する。平成22年10月1日前の事後設立は従前の例による。

③ 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価制度において、完全支配関係がある場合には、適用除外となる。なお、この改正は、平成22年10月1日以後の株式交換等について適用する。

③ 完全支配関係がある法人間の寄附金及び受贈益

内国法人が完全支配関係がある他の内国法人に対して支出した寄附金は、その全額を損金不算入するとともに、当該他の内国法人が受けた受贈益についても全額を益金不算入とする。なお、この改正は、平成22年10月1日以後に支出する寄附金の額及び同日以後に受ける受贈益の額について適用する。

④ 完全支配関係がある法人間の資本取引

① 現物分配（法人が株主等に剰余金の配当等の事由により金銭以外の資産の交付をすること）のうち、完全支配関係がある内国法人のみであるものを適格現物分配とし、他の適格組織再編成に準ずる。なお、この改正は、平成22年10月1日以後に現物分配（残余財産の分配にあつては、同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合に適用する。

② 完全子法人株式等につき受ける配当等の額は負債利子を控除せず、その全額を益金不算入とする。なお、この改正は、平成22年4月1日以後開始する事業年度より適用する。

③ 法人が所有株式を発行した完全支配関係がある他の法人からみなし配当の基因となる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合等の譲渡損益は計上しない。なお、この改正は、平成22年10月1日以後より適用する。

⑤ 完全支配関係にある子会社に対する中小企業等の特例の適用制限

資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等との間にこれらの法人による完全支配関係がある資

本金等1億円以下の中小企業等については、次の措置を適用しない。

- ① 法人税の軽減税率の特例
 - ② 特定同族会社の特別税率の不適用
 - ③ 貸倒引当金の法定繰入率
 - ④ 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度
 - ⑤ 欠損金の繰戻しによる還付制度
- (2) 清算所得課税の廃止

平成22年10月1日以後に解散が行われた場合については、次のとおり清算所得課税を廃止する。

- ① 清算所得課税を廃止するとともに、清算中の所得に各事業年度の所得に対する法人税を課する。
 - ② 平成22年9月30日までに解散が行われた場合については、改正前の法人税法により課税する。
- (3) 受取配当等の益金不算入制度の不適用

自己株式として取得されることを予定して取得した株式(外国子会社株式を含む。)が自己株式として取得された際に生ずるみなし配当については、益金不算入制度を適用しない。

- (4) 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度を廃止する。なお、平成22年4月1日前に終了する事業年度の所得に対する法人税については、従前の例による。

- (5) 交際費等の損金不算入

交際費等の損金不算入制度について、中小法人に係る600万円の定額控除についての適用期限を平成24年3月31日まで2年延長する。

(6) 使途秘匿金

使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例について、その適用期限を平成24年3月31日まで2年延長する。

(7) 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金

法人が解散した場合において、残余財産がないと見込まれるときは、青色欠損金額等以外の欠損金額を損金の額に算入する。

(8) 欠損金の繰戻し還付の不適用

中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用期限を平成24年3月31日まで2年延長する。

(9) 中小企業者等の少額減価償却資産

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を平成24年3月31日まで2年延長する。

(10) 租税特別措置法に基づく特別償却・税額控除関係

① 試験研究を行った場合の特別税額控除制度における試験研究費の増加額に係る特別税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る特別税額控除を選択適用できる制度について、その適用期限を2年延長する。

② エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除について、対象設備のうち石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産を化石燃料以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産とする見直しをする。

③ 中小企業投資促進税制について、その適用期限を2年延長する。

④ 事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除について、その対象から特定旅館業を営む大規

模法人に係る措置を除外し、中小企業者が取得した情報基盤強化設備等に係る措置を加える。

- ⑤ 情報基盤強化設備等の特別償却又は特別税額控除制度を廃止する。
- ⑥ 地震防災対策用資産の特別償却制度について、その対象から耐震改修工事に係る措置を除外する。
- ⑦ 特定電気通信設備等の特別償却制度を廃止する。
- ⑧ 資源再生化設備等の特別償却制度を廃止する。
- ⑨ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正に伴い、障害者雇用割合の算定の基礎となる雇用障害者数に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者を加えることとする。
- ⑩ 優良賃貸住宅の割増償却制度について、中心市街地優良賃貸住宅に係る措置を除外し、高齢者向け優良賃貸住宅だけを対象とする。

(11) 圧縮記帳と所得の特別控除

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、適用対象から、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律による空港周辺整備計画が定められた第1種区域内にある土地等が地方公共団体に買い取られる場合を適用対象から除外する。

(12) 貸倒引当金

内国法人が適格分割等により分割承継法人等に一括評価金銭債権（内国法人がその有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権（個別評価金銭債権を除く。））を移転する

場合において、当該一括評価金銭債権について、貸倒引当金勘定に相当するものを設けたときは、その設けた期中一括貸倒引当金に相当する金額のうち、当該一括評価金銭債権につき当該適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に計算される一括貸倒引当金繰入限度額に相当する金額に達するまでの金額は当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

(13) 組織再編成に係る所得の金額の計算

① 移転資産等の譲渡損益の取扱い

法人が、分割、合併、現物出資又は現物分配（「組織再編成」という。）によりその有する資産等を他に移転した場合において、当該組織再編成が適格組織再編成（適格分割、適格合併、適格現物出資又は適格現物分配）に該当する場合には、移転資産の譲渡損益の計上を繰り延べる。

なお、内国法人が適格現物分配により資産の移転を受けたことにより生ずる収益の額は、各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

② 現物分配による移転資産の譲渡損益

内国法人が残余財産の全部の分配又は引渡し（適格現物分配を除く。）により被現物分配法人その他の者にその有する資産の移転をするときは、当該被現物分配法人その他の者に当該移転をする資産の当該残余財産の確定の時の価額による譲渡をしたものとして、各事業年度の所得の金額を計算する。

2 所得税

(1) 所得計算の特例

① 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置

① 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」という。）が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座^(注)において管理されている上場株式等（以下「非課税口座内上場株式等」という。）に係る配当等でその非課税口座の開設の日から同日の属する年の1月1日以後10年を経過する日までの間に支払を受けるべきもの（その金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限る。）については、所得税が非課税とされる。

(注) 「非課税口座」とは、居住者等（その年の1月1日において満20歳以上である者に限る。）が、非課税の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その者の氏名、住所等を記載した非課税口座開設届出書にその年分の非課税口座開設確認書を添付して提出することにより平成24年から平成26年までの各年において設定された上場株式等の振替記載等に係る口座（1人につき1年1口座に限る。）をいう。

② 居住者等が、非課税口座の開設の日から同日の属する年の1月1日以後10年を経過する日までの間にその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合には、その譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税が非課税と

され、非課税口座上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなされる。

② 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の廃止

上場会社等の自己株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例について、平成22年12月31日まで適用する経過措置を講じた上、廃止する。

③ 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例

特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の要件が追加された上、その適用期限を平成23年12月31日まで2年延長する。

① 譲渡資産の譲渡に係る対価の額が2億円を超える場合には、本特例の適用はないこととする。

② 譲渡資産の譲渡をした日の属する年又は前年若しくは前々年に、その譲渡資産と一体として居住の用に供されていた家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利の譲渡（収用交換等による譲渡を除く。以下「前3年以内の譲渡」という。）をしている場合において、その前3年以内の譲渡に係る対価の額とその譲渡資産の譲渡に係る対価の額との合計額が2億円を超える場合には、本特例の適用はないこととする。

③ 譲渡資産の譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年に、その譲渡資産と一体として居住の用に供されていた家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利の譲渡（収用交換等による譲渡を除く。）をした場合において、その家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利の譲渡に係る対価

の額とその譲渡資産の譲渡に係る対価の額（前3年以内の譲渡がある場合には、上記㊦の合計額）との合計額が2億円を超えることとなった場合には、本特例の適用はないこととする。

- ㊧ なお、譲渡資産の譲渡につき、本特例の適用を受けている者が、㊦に該当することとなった場合には、その該当することとなった譲渡をした日から4月を経過する日までに、その譲渡資産を譲渡した日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、その修正申告書に係る税額を納付しなければならないこととされる。
- ㊨ この改正は、平成22年1月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用され、同日以前に行った居住用財産の譲渡については、なお従前のおりとする。
- ④ 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の廃止

給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の経済的利益等に対する課税の特例について、適用期限（平成22年12月31日）の到来をもって廃止されるとともに、同日以前に使用者から住宅資金の貸付け等を受けている者に対して本特例を引き続き適用するための所要の経過措置を講ずる。

(2) 所得控除等

- ① 扶養控除の見直し
 - ㊩ 年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の者をいう。）に対する扶養控除は、子ども手当の創設とあいまって、廃止する。
 - ㊪ 特定扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の者をいう。）のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に対す

る扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止し、扶養控除の額を38万円とする。

(注) 上記④及び⑤の改正は、平成23年分以後の所得税について適用する。

② 障害者控除の見直し

居住者の扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、従来の扶養控除又は配偶者控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額を75万円（改正前40万円）に引き上げる。

この改正は、平成23年分以後の所得税について適用する。

③ 生命保険料控除の改組

生命保険料控除を改組して、次の(イ)から(ハ)までによる各保険料控除の合計適用限度額を12万円とすることとする。

(イ) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除

④ 平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「新契約」という。）のうち介護保険契約等に係る支払保険料等（介護医療保険料）について、一般生命保険料控除とは別枠で介護医療保険料控除（適用限度額4万円）を設ける。

⑤ 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ4万円とする。

⑥ 上記④及び⑤の各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとする。

年間の支払保険料等	控 除 額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

㊦ 新契約については、主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用する。

㊧ 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除
平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「旧契約」という。）に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の控除額の計算は次のとおりとし、これらの控除の適用限度額は、それぞれ5万円とする。

年間の支払保険料等	控 除 額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

㊨ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記イ④及び㊧にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（適用限度額4万円）とする。

④ 新契約の支払保険料等につき、上記イ④の計算式により

計算した金額

- ㊦ 旧契約の支払保険料等につき，上記(ロ)の計算式により計算した金額

(注) 上記の改正は，平成24年分以後の所得税について適用する。

- ④ 寄附金控除

寄附金控除の適用下限額を2千円（改正前5千円）に引き下げる。

③ 相続税

(1) 小規模宅地等の課税価格の計算の特例

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、次の見直しを行うこととする。

- ① 相続人等が相続税の申告期限までに事業又は居住を継続しない宅地等（改正前200㎡まで50%減額）を適用対象から除外する。
- ② 一の宅地等について共同相続があった場合には、事業用、居住用共に取得した者ごとに適用要件を判定する。したがって、適用を受けられるのは要件を満たしている者のみで、満たしていない者は減額できない。
- ③ 一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合を計算する。
- ④ 特定居住用宅地等は、主として居住用に供されていた一の宅地等に限られる。

(2) 障害者控除

相続税の障害者控除について、その控除額の算出に用いる年数を相続人等が85歳（改正前70歳）に達するまでの年数とする。

なお、この改正は、平成22年4月1日以後の相続又は遺贈に係る相続税について適用する。

(3) 定期金に関する権利の評価額

定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価について、次の見直しを行う。

- ① 給付事由が発生している定期金に関する権利の評価額

は、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額とする。

- ① 解約返戻金相当額
 - ② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額
 - ③ 予定利率等を基に算出した金額
- ② 上記の改正は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利（当該期間内に締結した契約に係るものに限る。）及び平成23年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利に係る相続税又は贈与税について適用する。
- ③ 給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価額は、原則として、解約返戻金相当額とする。

4 贈与税

(1) 住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講ずる。

① 非課税限度額（改正前500万円）を次のように引き上げる。

① 平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者
1,500万円

② 平成23年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者
1,000万円

② 適用対象となる者を贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下の者に限定する。

(注) 贈与を受けた者でその贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円を超える者は適用ができないが、平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者については、改正前の制度（500万円控除）を選択して適用できる。

③ 適用期限は、平成23年12月31日（改正前平成22年12月31日）までとする。

(2) 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税の特例

住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税の特例について、特別控除1,000万円の上乗せの特例を平成21年12月31日をもって廃止し、65歳未満の年齢要件の特例の適用期限を平成23年12月31日まで2年延長する。

5 登録免許税

- (1) 一定の認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、その適用期限を平成24年3月31日まで2年延長する。
- (2) マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置について、適用対象から施行再建マンションに関する権利について必要な登記を除外した上、その適用期限を平成24年3月31日まで2年延長する。
- (3) 農地保有合理化事業を行う法人又は農地利用集積円滑化事業を行う法人が農用地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置を廃止する。
- (4) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の登記にあつては軽減税率が適用される資本金の額の上限を3,000億円とした上、その適用期限を平成24年3月31日まで2年延長する。
 - ① 株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記
 - ② 合併又は分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記における純増部分の登記
- (5) 国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、所有権の保存登記及び抵当権の設定登記に係る軽減税率を1,000分の3（改正前1,000分の2.5）に引き上げた上、その適用期限を平成24年3月31日まで2年延長する。

6 消費税

(1) 事業者免税点制度の適用の見直し

次の期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産（建物、機械及び装置等で100万円以上のもの）の仕入れ等を行った場合には、当該仕入れ等の日の属する課税期間から当該課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度を適用しないこととする。

- ① 課税事業者を選択することにより事業者免除点制度の適用を受けないこととした事業者の当該選択の強制適用期間（2年間）
- ② その事業年度の基準期間のない法人のうち、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である新設法人については、その新設法人の基準期間がない事業年度（設立当初の2事業年度）

この改正は、上記①の課税事業者を選択した事業者については平成22年4月1日以後に課税事業者選択届出書を提出した事業者の同日以後開始する課税期間から適用し、上記②の新設法人については同日以後設立されたものについて適用する。

(2) 簡易課税制度の適用の見直し

上記(1)により事業者免税点制度を適用しないこととされた課税期間については、簡易課税制度の適用を受けられないこととする。

7 地方税

(1) 法人事業税・法人住民税

- ① 法人事業税の資本割の課税標準について、無償減資等の金額を資本金等の額から控除するとともに、無償増資等の金額を資本金等の額に加算する措置を講じる。
- ② 法人住民税等に係る還付加算金の起算日について、法人税の決定等を受けて法人住民税等の期限後申告を行い、その後減額更正を受けた場合について、当該期限後申告に係る納付の日の翌日から還付加算金を計算する。

(2) 個人住民税

① 扶養控除の見直し

年少扶養親族に係る扶養控除を廃止し、特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分(12万円)を廃止し、扶養控除の額を33万円とする。この改正は、平成24年度分以後の個人住民税について適用する。

② 同居特別障害者の特例の改組

扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に23万円を加算する措置(同居特別障害者加算の特例措置)について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に23万円加算する措置に改める。この改正は、平成24年度分以後の個人住民税について適用する。

③ 生命保険料控除の改組

生命保険料控除を所得税の場合と同様な改組を行い、各保険料控除の合計適用限度額を7万円とする。この改正は、平成25年度分以後の個人住民税について適用する。

(3) 不動産取得税

- ① 農地保有合理化法人等が長期貸付農地保有合理化事業により取得する農地等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- ② マンション建替事業の施行に伴いやむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした者が施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地等（住宅の用に供するものを除く。）に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- ③ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- ④ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する不動産取得税の特例措置の適用期限を2年延長する。
- ⑤ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置（床面積の2倍（200平方メートルを限度）相当額の減額）について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を2年延長する。
- ⑥ 特例民法法人の業務を承継するために設立された認可地縁団体が、平成22年4月1日から平成25年11月30日までの間に解散した当該特例民法法人からその残余財産を取得するに際して、一定の要件を満たす場合には、その残余財産に係る不動産取得税について非課税とする措置を講ずる。

(4) 固定資産税及び都市計画税

- ① 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を4年延長し

た上、廃止する。

- ② 高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を1年延長する。
 - ③ 長期優良住宅に係る固定資産の減額措置について、今後1年間で新築住宅に係る固定資産税の減額措置と併せて優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を2年延長する。
 - ④ 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で新築住宅に係る固定資産税の減額措置と併せて優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を3年延長する。
 - ⑤ 密集市街地における防災街区の整備に関する法律に規定する防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の家屋に係る固定資産税の減額措置の適用期限を1年延長する。
 - ⑥ 新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を2年延長する。
 - ⑦ バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で新築住宅に係る固定資産税の減額措置と併せて優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を3年延長する。
- (5) 国民健康保険税
- ① 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を50万円(改正前47万円)、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を13万円(改正前12万円)に引き上げる。
 - ② 国民健康保険税の減額について、市町村の判断により減額割合を選択できることとする。

健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額及び厚生年金保険料額表 (平成22年 9 月分～)

標準報酬			報酬月額		健康保険料率 (全国健康保険協会)		厚生年金保険料率 (一般の被保険者)	
等級	月額(A)	日額			各都道府県別		16.058%	
			円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	1,930		～ 63,000				
2	68,000	2,270		63,000 ～ 73,000				
3	78,000	2,600		73,000 ～ 83,000				
4	88,000	2,930		83,000 ～ 93,000				
5 (1)	98,000	3,270		93,000 ～ 101,000			15,736.84	7,868.42
6 (2)	104,000	3,470		101,000 ～ 107,000			16,700.32	8,350.16
7 (3)	110,000	3,670		107,000 ～ 114,000			17,663.80	8,831.90
8 (4)	118,000	3,930		114,000 ～ 122,000			18,948.44	9,474.22
9 (5)	126,000	4,200		122,000 ～ 130,000			20,233.08	10,116.54
10 (6)	134,000	4,470		130,000 ～ 138,000			21,517.72	10,758.86
11 (7)	142,000	4,730		138,000 ～ 146,000			22,802.36	11,401.18
12 (8)	150,000	5,000		146,000 ～ 155,000			24,087.00	12,043.50
13 (9)	160,000	5,330		155,000 ～ 165,000			25,692.80	12,846.40
14 (10)	170,000	5,670		165,000 ～ 175,000			27,298.60	13,649.30
15 (11)	180,000	6,000		175,000 ～ 185,000			28,904.40	14,452.20
16 (12)	190,000	6,330		185,000 ～ 195,000			30,510.20	15,255.10
17 (13)	200,000	6,670		195,000 ～ 210,000			32,116.00	16,058.00
18 (14)	220,000	7,330		210,000 ～ 230,000			35,327.60	17,663.80
19 (15)	240,000	8,000		230,000 ～ 250,000			38,539.20	19,269.60
20 (16)	260,000	8,670		250,000 ～ 270,000			41,750.80	20,875.40
21 (17)	280,000	9,330		270,000 ～ 290,000			44,962.40	22,481.20
22 (18)	300,000	10,000		290,000 ～ 310,000			48,174.00	24,087.00
23 (19)	320,000	10,670		310,000 ～ 330,000			51,385.60	25,692.80
24 (20)	340,000	11,330		330,000 ～ 350,000			54,597.20	27,298.60
25 (21)	360,000	12,000		350,000 ～ 370,000			57,808.80	28,904.40
26 (22)	380,000	12,670		370,000 ～ 395,000			61,020.40	30,510.20
27 (23)	410,000	13,670		395,000 ～ 425,000			65,837.80	32,918.90
28 (24)	440,000	14,670		425,000 ～ 455,000			70,655.20	35,327.60
29 (25)	470,000	15,670		455,000 ～ 485,000			75,472.60	37,736.30
30 (26)	500,000	16,670		485,000 ～ 515,000			80,290.00	40,145.00
31 (27)	530,000	17,670		515,000 ～ 545,000			85,107.40	42,553.70
32 (28)	560,000	18,670		545,000 ～ 575,000			89,924.80	44,962.40
33 (29)	590,000	19,670		575,000 ～ 605,000			94,742.20	47,371.10
34 (30)	620,000	20,670		605,000 ～ 635,000			99,559.60	49,779.80
35	650,000	21,670		635,000 ～ 665,000			(単位: 円)	
36	680,000	22,670		665,000 ～ 695,000				
37	710,000	23,670		695,000 ～ 730,000				
38	750,000	25,000		730,000 ～ 770,000				
39	790,000	26,330		770,000 ～ 810,000				
40	830,000	27,670		810,000 ～ 855,000				
41	880,000	29,330		855,000 ～ 905,000				
42	930,000	31,000		905,000 ～ 955,000				
43	980,000	32,670		955,000 ～ 1,005,000				
44	1,030,000	34,330		1,005,000 ～ 1,055,000				
45	1,090,000	36,330		1,055,000 ～ 1,115,000				
46	1,150,000	38,330		1,115,000 ～ 1,175,000				
47	1,210,000	40,330		1,175,000 ～				

標準報酬月額(A)に次頁の都道府県別健康保険料率を介して厚生年金保険料率を乗じた金額

左欄の金額に50%を乗じる

*詳しくは、日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) でご確認ください。

都道府県別健康保険料率（全国健康保険協会） （平成22年3月分～）

（単位：％）

都道府県名	健康保険料率		都道府県名	健康保険料率	
	介護保険第2号被保険者に該当しない方	介護保険第2号被保険者に該当する方		介護保険第2号被保険者に該当しない方	介護保険第2号被保険者に該当する方
北海道	9.42	10.92	滋賀県	9.33	10.83
青森県	9.35	10.85	京都府	9.33	10.83
岩手県	9.32	10.82	大阪府	9.38	10.88
宮城県	9.34	10.84	兵庫県	9.36	10.86
秋田県	9.37	10.87	奈良県	9.35	10.85
山形県	9.30	10.80	和歌山県	9.37	10.87
福島県	9.33	10.83	鳥取県	9.34	10.84
茨城県	9.30	10.80	島根県	9.35	10.85
栃木県	9.32	10.82	岡山県	9.38	10.88
群馬県	9.31	10.81	広島県	9.37	10.87
埼玉県	9.30	10.80	山口県	9.37	10.87
千葉県	9.31	10.81	徳島県	9.39	10.89
東京都	9.32	10.82	香川県	9.40	10.90
神奈川県	9.33	10.83	愛媛県	9.34	10.84
新潟県	9.29	10.79	高知県	9.38	10.88
富山県	9.31	10.81	福岡県	9.40	10.90
石川県	9.36	10.86	佐賀県	9.41	10.91
福井県	9.34	10.84	長崎県	9.37	10.87
山梨県	9.31	10.81	熊本県	9.37	10.87
長野県	9.26	10.76	大分県	9.38	10.88
岐阜県	9.34	10.84	宮崎県	9.34	10.84
静岡県	9.30	10.80	鹿児島県	9.36	10.86
愛知県	9.33	10.83	沖縄県	9.33	10.83
三重県	9.34	10.84			

- * 1. 40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者に該当する方）は全国一律の介護保険料率（1.50％）が加わります。上記表の右欄になります。
- * 2. 各都道府県の保険料額表は、全国健康保険協会（協会けんぽ）のホームページ（<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>）に掲載されています。
- * 3. 健康保険組合に加入する方の健康保険料については、加入する健康保険組合にお問い合わせください。